

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

◎ BCP/事業継続（取引先の災害時等の事業継続計画策定の助言 等）

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

1. 利用者本位のサービス提供

当財団は、取引先事業者や地域関係機関と協力し、利用者一人ひとりの尊厳と生活の質向上を最優先に取り組めます。

2. 公正・透明な取引の徹底

契約条件や支払条件を明確化し、適正価格での取引を行います。

3. 地域福祉ネットワークの充実

地域の医療・介護・福祉機関、ボランティア団体等と連携し、平時・災害時を問わず迅速かつ柔軟に対応できる体制を整備します。地域全体で支え合う仕組みづくりに積極的に貢献します。

4. 人材育成と職場環境の向上

強力事業者を含む関係者の人材育成を支援し、研修や情報提供を通じてスキル向上を図ります。また、誰もが安心して働ける職場環境の整備を共に進めます。

3. その他（任意記載）

○信頼される誠実な団体を目指し、取引先および地域の皆様との信頼関係を構築し、地域との共存共栄を目指します。

2026年1月16日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

一般財団法人みらい福祉財団

企 業 名

代表理事 中澤 裕子

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。